

年 組 氏名

保護者様

静岡県立静岡商業高等学校長

学校における感染症予防による出席停止のお知らせ

あなたは、感染症に罹っており、またはその疑いがありますのでお知らせ致します。つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。

なお、登校するにあたっては、医師の診断を受け、下記登校許可証明書に記入をしていただき、HR担任に提出してください。

問い合わせ：保健室 (Tel054-255-6241)

登校許可証明書

該当する疾病名に○印をつけてください。

分類	傷病名	出席停止期間
第1種	第1種感染症〔 〕	治癒するまで
第2種	インフルエンザ()型	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失する、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	
その他の感染症〔 〕		

上記疾病により加療中でしたが、感染の恐れがない、または少ないめ、登校可能と認めます。

出席停止期間：平成 年 月 日～ 月 日
病院及び医師名